

岐阜県公報

号外(三) 令和三年三月三十一日

目次

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

(人事課)

一

訓令

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(同)

()

二

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

(同)

()

三

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第百十八号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三県事務所長の部十九の項第五号中「第十八条の三十一第一項」を「第十八条の三十六第一項」に改め、同項第六号及び第七号中「第十八条の三十一第二項」を「第十八条の三十六第二項」に改め、同項第二十五号中「第十八条の十五第一項」を「第十八条の十七第一項」に改め、同項第三十三号を第三十四号とし、同項第三十二号中「第十八条の二十九」を「第十八条の三十四」に改め、同号を同項第三十三号とし、同項第三十一号中「第十八条の二十六」を「第十八条の三十一」に改め、同号を同項第三十二号とし、同項第三十号中「第十八条の二十五第一項」を「第十八条の三十第一項」に改め、同号を同項第三十一号とし、同項第二十九号中「第十八条の二十四第一項」を「第十八条の二十九第一項」に改め、同号を同項第三十号とし、同項第二十八号中「第十八条の二十三第一項」を「第十八条の二十八第一項」に改め、同号を同項第二十九号とし、同項第二十七号中「第十八条の十九」を「第十八条の二十一」に改め、同号を同項第二十八号とし、同項第二十六号中「第十八条の十六」を「第十八条の十八第二項」に改め、同号を同項第二十七号とし、同項第二十五号の次に次の一号を加える。

26 法第十八条の十八第一項の規定により法第十八条の十九各号に掲げる措置を当該

各号に定める方法により行うことを命ずること。

別表第三県事務所長の部四十一の項第十号中「第二十九条第九項」を「第二十九条第十一項」に改め、同項第十一号中「第二十九条第十一項」を「第二十九条第十三項」に改め、同項第十二号中「第二十九条第十七項」を「第二十九条第十九項」に改め、同表岐阜地域福祉事務所長の部四の項第十号中「第二十九条第九項」を「第二十九条第十一項」に改め、同項第十一号中「第二十九条第十一項」を「第二十九条第十三項」に改め、同項第十二号中「第二十九条第十七項」を「第二十九条第十九項」に改め、同表家畜保健衛生所長の部一の項第一号中「及び第二項の規定により」を「の規定による」に改め、同項第三号中「第三十一条第二項」を「第三十一条第三項」に改め、同項第四号中「規定により」を「規定による」に改め、同項第五号中「及び同条第二項において準用する法第十三条第二項の規定により」を「の規定による」に改め、同項第六号中「規定により」を「規定による」に改め、同表建築事務所長の部二十の項第十二号中「第三十八条第一項」を「第四十三条第一項」に改め、同項第十三号中「第三十八条第二項」を「第四十三条第二項」に改め、同項第十四号中「第三十八条第二項」を「第四十三条第二項」に改め、同項第十五号中「第三十八条第二項」を「第四十三条第二項」に改め、同項第十六号中「第三十八条第二項」を「第四十三条第二項」に改め、同項第十七号中「第三十八条第二項」を「第四十三条第二項」に改め、同項第十八号中「第三十八条第二項」を「第四十三条第二項」に改め、同項第十九号中「第三十八条第二項」を「第四十三条第二項」に改め、同項第二十号中「第三十八条第二項」を「第四十三条第二項」に改め、同項第二十一号中「第三十一条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同項第二十二号中「第三十二条」を「第三十七条」に改め、同項第二十三号中「第三十三条」を「第三十八条」に改め、同項第二十四号中「第三十四条」を「第三十九条」に改め、同項第二十五号中「第三十六条第二項」を「第四十一条第二項」に改め、同項第二十六号中「第三十七条」を「第四十二条」に改める。

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附 則

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第九号

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

庁中一般
各現地機関

令和三年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三私学振興・青少年課の表十三の項部長専決事項の欄に次の一号を加える。

6 条例第十九条の六第一項の規定による措置命令及び同条第二項の規定による営業の停止命令

別表第三岐阜地域環境室の表十一の項部長専決事項の欄第十二号中「第十八条の二十九」を「第十八条の三十四」に、「改善勸命令等」を「改善命令等」に改め、同号を同欄第十三号とし、同欄第十一号中「第十八条の二十六」を「第十八条の三十一」に改め、同号を同欄第十二号とし、同欄第十号中「第十八条の十九」を「第十八条の二十一」に改め、同号を同欄第十一号とし、同欄第九号中「第十八条の十六」を「第十八条の十八第二項」に改め、同号を同欄第十号とし、同欄第八号の次に次の一号を加える。

9 法第十八条の十八第一項の規定による法第十八条の十九各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うことの命令

別表第三家畜防疫対策課の表三の項部長専決事項の欄第一号中「第三十一条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同欄中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

2 法第十二条の三の四第一項の規定による飼養衛生管理指導等計画の策定、同条第四項の規定による同計画の変更並びに同条第五項の規定による同計画の公表及び農林水産大臣への報告

別表第三林政課の表三の項部長専決事項の欄第二号中「第八十四条第三項及び」を「第八十四条第三項、第八十八条の三第三項、」に、「第百条の二十四において準用する場合を含む。」を「第百条の二十四において準用する場合を含む。」及び第百八条の十三第三項」に改め、同欄第七号中「議決等」を「決議等」に改め、同欄第八号を削る。別表第四職員研修所の部及び計量検定所の部を削り、同表土木事務所及び流域浄水事務所の部の次に次のように加える。

職員研 一 職員の研修に 1 条例の施行に関する事

東海環 状自動 車道事 務所、 長良川	計量検 定所	修所
一 不動産の登記	一 計量法（平成 四年法律第五十 一号。以下この 項中「法」とい う。）、計量法施 行令（平成五年 政令第三百二十 九号。以下この 項中「令」とい う。）、計量法施 行規則（平成五 年通商産業省令 第六十九号。以 下この項中「施 行規則」とい う。）、及び特定計量器 検定検査規則 （平成五年通商 産業省令第七十 号。以下この項 中「検定検査規 則」という。） の施行事務	関する事務（職 員の研修に関す る条例（昭和二 十六年条例第三 号。以下この項 中「条例」とい う。）の施行事務）
1 土木建設に係る不動産 の登記	1 法、令、施行規則及び 検定検査規則の施行に関 する事務（岐阜県事務委 任規則別表第三計量検 定所長の部一の項各号に掲 げる事務を除く。）	務
		別表第四東海環状自動車道事務所、長良川上流河川開発工事事務所、宮川上流河川開 発工事事務所及び岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所の部を削り、同表に次のように加える。

上流河 川開発 工事事 務所、 宮川上 流河川 開発工 事事務 所及び 岐阜駅 周辺鉄 道高架 工事事 務所				
---	--	--	--	--

附 則
この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第十号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のよ
うに改正する。

別表第二課事務所の表二十五の項第十二号中「第十八条の二十九」を「第十八条の三
十四」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十一号中「第十八条の二十六」を「第
十八条の三十一」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号中「第十八条の十九」
を「第十八条の二十一」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号中「第十八条の
十六」を「第十八条の十八第二項」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号の次に
次の一号を加える。

9 法第十八条の十八第一項の規定による法第十八条の十九各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うことの命令
附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社